

# 特定疾患治療研究事業等について 福井県

## 1 特定疾患治療研究事業とは？

原因が不明で、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く、患者数が比較的少ない疾患を対象に治療研究事業を行っています。

この事業は、難病の医療の確立、普及を図るとともに、患者さんや家族の方の負担を軽減するため、所得と治療状況に応じて医療費の一部を公費で負担するものです。(医療機関における医療費、薬局での保険調剤、訪問看護等)

対象疾患は、以下のとおりですが、それぞれの疾患ごとに認定基準があり、福井県難病対策協議会特定疾患等認定審査部会で審査されます。

なお、この事業は、主治医や医療機関の事務担当者とよくご相談のうえ、申請してください。

## 2 対象疾患

番号	疾患名	番号	疾患名	番号	疾患名
1	ベーチェット病	17	クローン病	33	特発性大腿骨頭壊死症
2	多発性硬化症	18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	34	混合性結合組織病
3	重症筋無力性	19	悪性関節リウマチ	35	原発性免疫不全症候群
4	全身性エリテマトーデス	20	パーキンソン病関連疾患	36	特発性間質性肺炎
5	スモン	21	アミロイドーシス	37	網膜色素変性症
6	再生不良性貧血	22	後縦靭帯骨化症	38	プリオン病
7	サルコイドーシス	23	ハンチントン病	39	原発性肺高血圧症
8	筋萎縮性側索硬化症	24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	40	神経線維腫症
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	25	ウェゲナー肉芽腫症	41	亜急性硬化性全脳炎
10	特発性血小板減少性紫斑病	26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群
11	結節性動脈周囲炎	27	多系統萎縮症	43	特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)
12	潰瘍性大腸炎	28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	44	ライソゾーム病
13	大動脈炎症候群	29	膿疱性乾癬	45	副腎白質ジストロフィー
14	ビュルガー病	30	広範脊柱管狭窄症		
15	天疱瘡	31	原発性胆汁性肝硬変		
16	脊髄小脳変性症	32	重症急性膵炎		

平成15年10月1日現在

## 3 特定疾患治療研究事業を申請するには？

特定疾患と診断された方は、住所地を管轄する健康福祉センター(保健所)で、『特定疾患医療受給者証交付申請書』(様式第1号)、『臨床調査個人票』(様式第2号)、『個人票の研究利用同意書』(様式第12号)、『世帯調書』(様式第17号)を受け取ってください。

次に、主治医に個人票を記入してもらい、申請書、同意書、世帯調書を作成のうえ、住民票・生計中心者の所得の状況を確認する書類・保険証等とともに健康福祉センター(保健所)へ提出してください。

※医療費の支給は、健康福祉センター(保健所)が受理した日からです。

### ◆自己負担限度額表

階層区分	対象者別の一部自己負担の月額限度額		
	入院	外来等	生計中心者が患者本人の場合
A 生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0円	0円	0円
B 生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500円	2,250円	対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする。
C 生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	6,900円	3,450円	
D 生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の場合	8,500円	4,250円	
E 生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の場合	11,000円	5,500円	
F 生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の場合	18,700円	9,350円	
G 生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上の場合	23,100円	11,550円	